

陸前高田市震災復興計画

平成23年12月

陸 前 高 田 市

目 次

はじめに	・ ・ 震災復興計画の策定にあたって ・ ・	
第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 2 章	東日本大震災による本市の災害状況	1
第 3 章	計画策定の基本的考え方	8
第 4 章	計画の構成と期間	9
第 1 部 基本構想		
第 1 章	復興の基本理念	10
第 2 章	復興のめざすまちの姿	11
第 3 章	復興のまちづくりの目標	11
第 2 部 基本計画		
第 1 章	復興の重点計画の推進	15
第 1 節	新市街地と産業地域、防災道路網の形成	15
第 2 節	高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成	16
第 3 節	今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生	17
第 4 節	氷上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成	18
第 5 節	高田沖地区・太陽光発電所誘致等の推進	19
第 6 節	浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成	20
第 7 節	小友浦地区・干拓地の干潟再生	21
第 8 節	広田半島地区・海洋型スポーツレクリエーション拠点の形成	22
第 9 節	漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成	23
第 10 節	緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出	24
第 11 節	地区コミュニティ別居住地域の再生	25
	(下矢作、竹駒、今泉、長部、高田、米崎、小友、広田、生出、 矢作、横田)	
第 2 章	計画の体系	28
第 3 章	まちづくりの目標別計画の推進	29
第 1 節	災害に強い安全なまちづくり	29
第 2 節	快適で魅力のあるまちづくり	34
第 3 節	市民の暮らしが安定したまちづくり	38
第 4 節	活力あふれるまちづくり	47
第 5 節	環境にやさしいまちづくり	54
第 6 節	協働で築くまちづくり	56
第 4 章	計画の実現に向けて	57

※ 第 2 部基本計画第 3 章まちづくりの目標別計画の推進中、主要事業の項目は、議案説明資料として記したものである。

第1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日発生した東日本大震災は、地震と想定外の大津波により、かけがえのない尊い生命と財産、これまで築き上げてきた歴史的、文化的財産をも奪い去るとともに、本市の中核をなしてきた市街地や商業・観光施設、地場産業施設、住宅、交通網、行政機能など広範多岐にわたる地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

今回のかつてない大震災の猛威や恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、一刻も早く避難所生活や仮設居住を解消し、被災者の生活再建を図るとともに、全壊した市街地や被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、市民が安心して暮らし、働くことのできるまちづくりに全力をあげて取り組まなければなりません。

これから歩まなければならない復興への道のりは課題が山積していますが、将来に向けて希望と夢と安心のもてる新しい本市の復興ビジョンを示すとともに、本市の創生と活力向上に繋がる陸前高田市震災復興計画を策定し、この計画に基づき国・県はもとより市民、事業者、市、さらには内外の多くの方の協働、連携により本市の復興を実現しようとするものです。

第2 東日本大震災による本市の災害状況（平成23年6月30日現在）

1 地震の状況

発生時間	平成23年3月11日（金）14時46分
震源地	三陸沖
震源の深さ	約24km
地震の規模	マグニチュード9.0
当市の震度	震度6弱

2 津波の情報

津波警報	大津波警報	平成23年3月11日（金）14時49分
	津波警報に切替	平成23年3月12日（土）20時20分
	津波注意報に切替	平成23年3月13日（日）7時30分

3 陸前高田市災害対策本部の設置

本部設置	平成23年3月11日（金）地震発生と同時に
避難指示	平成23年3月11日（金）14時49分

※市対策本部（市役所）は、浸水崩壊のため市学校給食センターに移動

4 津波被害状況

(1) 被災戸数

被災戸数	全壊	3,159戸
	大規模半壊	97戸
	半壊	85戸
	一部損壊	27戸
	計	3,368戸

5 人的被害状況

総人口	24,246人	住基人口 平成23年3月1日現在
生存確認数	22,270人	平成23年11月21日現在
死亡者数(震災分)	1,656人	市民で身元が判明し死亡届の出された人数
〃(その他)	225人	病死、事故死など
行方不明者数	72人	安否確認要請のあった人数
確認調査中	23人	
市内での遺体発見数	1,554人	平成23年11月21日現在(市民以外を含む)

6 公共施設等の被害状況

(1) 庁舎等

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
本庁舎	1,032,430	全壊	公用車	22,880	流失
旧大工左官親交会館	28,540	全壊	船舶	不明	流失
松原倉庫	11,260	全壊			

(2) 社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
中央公民館	252,660	全壊	高田保育所	154,640	全壊
市立図書館	206,360	全壊	今泉保育所	176,740	全壊
市立博物館	269,730	全壊	ふれあい教室	62,550	全壊
市民体育館	943,220	全壊	ふれあいセンター	579,290	全壊
海洋センター	621,770	全壊	ふるさとセンター	1,000	半壊
市民会館	909,980	全壊	竹駒保育園	不明	半壊
気仙公民館	95,090	全壊	広田保育園	不明	床上浸水
広田公民館	111,650	全壊	松原第1球場	不明	土地被害
トレーニングハウス	31,000	全壊	松原第2球場	不明	土地被害
埋蔵文化財収納庫	77,360	全壊	サッカー場	不明	土地被害

(3) 医療衛生施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
上水道6棟	510,000	全壊	火葬場	20,000	半壊
広田診療所	40,000	全壊	最終処分場	10,000	半壊
ごみ焼却場	10,000	半壊			

(4) 消防防災施設

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
消防本部・消防署庁舎、消防屯所15棟	510,000	全壊	防災行政無線親局	290,000	全壊
火の見やぐら15棟	22,500	全壊	津波観測装置	30,000	全壊
自動車ポンプ4台	72,000	流出	土砂災害防止システム装置	134,000	全壊
ポンプ付積載車7台	45,800	流出	全国瞬時警報システム装置	7,000	全壊
消火栓193箇所	115,800	全壊	消防屯所1棟	2,000	半壊
防火水そう29箇所	203,000	全壊	防災行政無線子局	140,000	半壊

(5) 水産関係

項目	被害内容	被害額
水産施設	共同施設(定置、ふ化場、アブリセンター等)	6,200,000千円
動力船	1,358隻	6,442,800千円
養殖施設	3,340台	2,092,615千円
内訳	わかめ	838台
	こんぶ	268台
	かき	1,300台
	ほたて	628台
	ほや	103台
	その他	203台
水産物	—	4,500,000千円

(6) 漁港施設等

項目	被害内容	被害額
漁港施設	損壊 2,435,500千円	8,893,488千円
	沈下 6,457,988千円	
海岸施設	損壊 3,189,920千円	5,359,320千円
	沈下 2,169,400千円	

(7) 農業施設

項目	被害内容	被害額
畜産関係	2件	3,000千円
園芸関係	99件	77,398千円
研修施設等	2件	269,862千円

(8) 農作物等

項目	被害面積	被害額
野菜・花き・果樹等	1.1ha	不明

(9) 畜産関係

項目	被害内容	被害額
肉用牛	6頭	2,600千円
生乳	5,587kg	564千円
鶏	19,000羽	1,900千円

(10) 農地農業用施設被害

項目	被害内容	被害額	
農地	383.3ha	7,700,000千円	
田	336.2ha	7,143,000千円	
	畑	47.1ha	557,000千円
農業用施設	772箇所	9,350,000千円	
ため池	9箇所	50,000千円	
	水路	509箇所	882,000千円
	揚水機	2箇所	300,000千円
	道路	251箇所	118,000千円
	海岸保全施設	1箇所	8,000,000千円

(11) 林業関係

項目	被害内容	被害額
林道	69箇所	118,850千円
製炭窯	5基	1,880千円

(12) 公共土木施設

項目	被害内容	被害額
河川	9箇所	280,000千円
道路	50km	12,500,000千円
橋梁	23箇所	7,220,000千円

(13) 公営住宅等

区分	被害内容	被害額
全壊	158戸	1,530,000千円
一部破損	5戸	5,000千円

(14) 下水道施設

項目	被害内容	被害額
公共下水道	処理場機能が停止し、移設式浄化槽により一部仮復旧	2,700,000千円
農業集落排水施設	一部仮復旧対応	380,000千円
漁業集落排水施設	〃	740,000千円

(15) 商工施設

項目	被害内容	被害額
勤労青少年ホーム	1箇所	98,950千円
ふるさとハローワーク	1箇所	55,180千円
市立専修職業訓練校	1箇所	96,760千円

(16) 商工関係

項目	被害内容	被害額
商工関係	604事業所	15,633,000千円

(17) 観光施設

項目	被害内容	被害額
公共施設	園地	2箇所 不明
	宿泊施設	1箇所 2,338,180千円
	その他	10箇所 1,538,150千円
民営宿泊施設	10箇所	不明

(18) 学校

項目	被害金額(千円)	備考	項目	被害金額(千円)	備考
気仙小[校舎]	596,359	全壊	米崎小[校舎]	3,465	一部損壊
気仙小[体育館]	89,220	全壊	米崎小[体育館]	69,300	一部損壊
気仙中[校舎]	494,613	全壊	竹駒小[校舎]	132,825	一部損壊
気仙中[体育館]	138,758	全壊	竹駒小[体育館]	69,300	一部損壊
広田中[校舎]	459,896	全壊	矢作小[校舎]	2,310	一部損壊
小友中[校舎]	415,613	全壊	矢作小[体育館]	2,310	一部損壊
小友中[体育館]	104,090	全壊	横田小[校舎]	5,775	一部損壊
高田小[体育館]	92,400	半壊	横田小[体育館]	2,310	一部損壊
小友小[校舎]	242,550	半壊	第一中[校舎]	144,375	一部損壊
小友小[体育館]	34,650	半壊	第一中[体育館]	1,155	一部損壊
広田中[体育館]	173,979	半壊	米崎中[校舎]	23,100	一部損壊
高田小[校舎]	179,025	一部損壊	米崎中[体育館]	80,850	一部損壊
長部小[校舎]	11,550	一部損壊	矢作中[校舎]	3,465	一部損壊
長部小[体育館]	4,620	一部損壊	矢作中[体育館]	69,300	一部損壊
広田小[校舎]	17,325	一部損壊	横田中[校舎]	23,100	一部損壊
広田小[体育館]	11,550	一部損壊	横田中[体育館]	69,300	一部損壊

(19) 文化財

- ・流失 高田松原、村上道慶塾の赤松、龍泉寺のモミジ、吉田家住宅、酔仙酒造事務所

(20) 通信施設

- ・光ケーブル施設 6,926千円

8 避難所運営

- ・箇所数 当初63箇所、最大84箇所
- ・避難人員 当初8,915人、最大10,143人

9 仮設住宅

- ・建設戸数 2,168戸

10 派遣依頼

(1) 自衛隊派遣（延べ人数） 期間：平成23年3月11日～7月20日

組織名	人数	支援状況
陸自第5普通科連隊	30,632人	・人命救助：救出者37人(内12名はヘリが救出)
陸自第38普通科連隊第3中隊	648人	・行方不明者捜索：発見488人
陸自第9特科連隊第1大隊	888人	・給水支援：総給水量2,075.42㎥
陸自第9施設大隊第1中隊	2,510人	・給食支援：総給食数194,874食
陸自第9施設大隊第3中隊	418人	・物資輸送支援：総車両数2,931両、573回
陸自第4施設団第304施設隊	4,030人	・入浴支援：利用者170,109人
陸自第4施設団第305施設隊	621人	・洗濯支援：利用者1,933人
陸自第4施設団第6施設群	6,304人	・道路啓開：7,455km
陸自第4施設団第307ダンプ中隊	370人	・瓦礫撤去：面積720,671㎡、容積184,171㎥
陸自第9後方支援連隊給食支援班	360人	・瓦礫運搬：容積79,764㎥、16,112回
陸自第9後方支援連隊入浴支援班	2,091人	・人員輸送(入浴、コミュニティバス)：1,624名
陸自第9後方支援連隊直接支援中隊	920人	・燃料供与(消防団)：ガソリン2,310ℓ、軽油1,960ℓ、灯油200ℓ
陸自第9後方支援連隊捜索隊	900人	・燃料供与(緊急車両等)：ガソリン27,577ℓ
陸自第1戦車群	3,861人	・燃料輸送支援：ガソリン75,500ℓ
陸自第4地対艦ミサイル連隊	259人	・行政文書等搬送
陸自第9師団司令部捜索隊	330人	
陸自第9通信大隊捜索隊	90人	
陸自第9偵察隊捜索隊	300人	

(2) 警察広域緊急援助隊

任 務 等 警備部隊（ご遺体検索・搬送、金庫搬送等）、生活安全部隊（集団パトロール、避難所警戒、遺体安置所警戒）、パトカー警戒隊、交通規制・整理部隊

応 援 隊 北海道警、青森県警、秋田県警、山形県警、皇宮警察、警視庁、栃木県警、埼玉県警、千葉県警、神奈川県警、群馬県警、静岡県警、愛知県警、三重県警、大阪府警、滋賀県警、石川県警、福井県警、京都府警、岡山県警、広島県警、福岡県警、長崎県警、熊本県警、大分県警

(3) 緊急消防援助隊活動（延べ人数）

隊名	人数	隊名	人数
東京消防庁指揮支援隊	77人	埼玉県隊	2,139人
山形県隊	108人	千葉県隊	656人
福井県隊	633人	宮崎県隊	112人

(4) 県内消防本部応援（延べ人数） 期間：平成23年3月12日～5月10日

一関市消防本部276人

(5) 消防団活動応援（延べ人数） 期間：平成23年3月12日～4月30日

住田町消防団390人、一関市消防団123人、陸前高田市消防団11,878人

11 他自治体等からの支援

(1) 長期派遣職員受入状況（平成23年11月30日現在）

岩手県10人、岩手県教育委員会11人、名古屋市17人、盛岡市7人、一関市11人、八幡平市1人、住田町2人、計59人

(2) 短期応援職員受入状況（延べ人数）（平成23年11月30日現在）

団体名	人数	団体名	人数
岩手県	3,619人	長崎県域	720人
関西広域連合	414人	千葉県域	310人
東京都	1,810人	総務省	16人
北海道	4人	上尾市	1人
名古屋市	78人		

(3) 保健・医療支援受入状況

・保健師チーム 保健師 17チーム 延べ6,120人

心のケア 7チーム 延べ630人

・医療チーム 医師、看護師、薬剤師等 94チーム 延べ8,191人

(4) 給水等支援

・日本水道協会 中部支部（福井県）、関西支部（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）の自治体より職員と給水車

・その他 平泉町より職員と給水車

第3 計画策定の基本的考え方

東日本大震災の津波は、明治29年（1896年）、昭和8年（1933年）の三陸地震津波、昭和35年（1960年）のチリ地震津波など過去に発生した津波の想定をはるかに超え、津波浸水高は気仙川河口部でT. P（東京ペイルの略で、東京湾の平均海面）13.8メートルにも達したほか、気仙川を遡上した津波は内陸約8キロメートル地点の横田町金成地区まで到達するなど、中心市街地のほぼ全域や沿岸の集落地の大半を含む約1,300ヘクタールにも及ぶ浸水や地震による地盤沈下、津波による浸食で大規模な被害をもたらしました。

また、市内全体の建物被害では全壊3,159戸を含む、3,368戸が被災し、人的被害も、発災時の総人口24,246人に対して、亡くなられた方や行方不明者を合わせて、2,000名近い方々が犠牲となるなど、甚大な被害をもたらしたところであります。

高田松原海岸の防潮堤は、チリ地震津波等から市街地を防御するため、防潮堤の高さはT. P 5.5メートルで整備されていたところではありますが、第1線堤、第2線堤の防潮堤は、原型を一部残すのみで、2キロメートルにわたる白砂青松の国指定名勝高田松原とともに壊滅的な被害を受けました。

このような甚大な被害に鑑み、復興に向けたまちづくりにおいては、防潮堤や水門など海岸保全施設の再整備による津波対策はもとより、三陸沖地震発生から本市までの津波到達時間が約30分であることから、防災対策や避難対策とあわせた複合対策により、二度と人命が失われることのない安全性が確保されたまちづくり、「いのちを守るまちづくり」を最優先とします。

国や県では、「地形条件や社会・環境に与える影響や施設整備費用、事業期間の長期化」の観点から、頻度の高い数十年から百数十年で発生している津波に対しては、主に海岸保全施設で防ぐことを基本とするとともに、東日本大震災のような最大クラスの津波に対しては、避難を柱に総合的防災対策で防ぎ、被害をできるだけ最小化する「減災」の考え方を重視するとしています。

本市においては、国や県の方針として、想定宮城県沖地震等の頻度の高い、発生の可能性の高い津波に対して海岸保全施設で安全を確保すべきと示されたT. P最大12.5メートル（広田湾内。広田湾外洋にあつてはT. P最大12.8メートル）の海岸保全施設整備を踏まえつつ、加えて「最大クラスの津波」の襲来を想定し、海岸保全施設等による防災対策はもとより、避難路の整備、コンパクトな市街地の形成、市街地のかさ上げ、避難情報の速達性の確保、防災啓発など、ハード、ソフトの施策を駆使し、子どもたちから高齢者まで、誰もが安全と安心を実感できる多重防災型のまちづくりに向けた計画づくりを基本とします。

第4 計画の構成と期間

計画の構成は、本市の復興に向けての基本理念、まちづくりの目標を示した基本構想と、その目標の達成に向けた施策と整備目標を体系的に明らかにした基本計画で構成します。

また、計画の期間は、平成23年度から平成30年度までの8年間とし、本格復興に向けて第1期（平成23年度から平成25年度までの3年間）を復興基盤整備期、第2期（平成26年度から平成30年度までの5年間）を復興展開期に区分し、計画の推進に取り組めます。



第1部 基本構想

第1章 復興の基本理念

陸前高田市は、市民の理想として「陸前高田市民憲章」を定め、より住みよいまちづくりに努めてきました。このたびの東日本大震災により本市は壊滅的な被害を受けましたが、この市民憲章にこめられた思いを尊重し、恵まれた自然と歴史や伝統のあるまちを再興し、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

このため、陸前高田市民憲章とこれまでの陸前高田市総合計画の基本理念を継承しつつ、少子高齢化による人口減少、地球規模の環境問題、高度情報化の進展、経済の高度成長から低成長への転換など社会経済の大きな変化の中で、この被災から陸前高田市が力強く立ち直り、新しいまちづくりを展開しながら持続的発展を遂げていくため、次の3つの理念を基本理念と定め、陸前高田市の復興を目指します。

「世界に誇れる美しいまちを共に創ります」

これからの新しいまちを再興し、築いていくためには、恵まれた自然環境の中で、歴史や伝統を育んできたまち、高田らしい美しいまちの景観を取り戻すだけでなく、甚大な被害をもたらした大津波の体験に学び、語り継ぐ減災のまちを共に実現することが必要です。

私たちは、復興のシンボルとなった「奇跡の一本松」に名勝「高田松原」復元の希望を託すとともに、気仙型住宅の町並みの形成や安全で環境と共生する新しい減災のまちづくりに取り組み、だれもが住んでみたいと思う「世界に誇れる美しいまち」を創ります。

「ひとを育て、命と絆を守るまちを共に創ります」

すべてのまちづくりのはじまりは、このまちに住む一人ひとりの市民の存在であり、その原動力は、市民や地域の力です。子どもからお年寄りまで、たくましく健やかに生活を送るためには、共に支えあい、寄り添い地域力を再生しながら、より住みよいまちを再興していくことが必要です。

私たちは、地域の絆を取り戻し、継承し、生涯にわたっていきいきと、だれもが心豊かに安心して暮らすことができるよう「ひとを育て、命と絆を守るまち」を創ります。

「活力あふれるまちを共に創ります」

だれもが希望をもって住み続けるためには、被災した地域産業を再建するとともに、このまちの地域特性や地域資源を最大限に活用した新しい産業の育成に取り組みながら、地域の生産活動や経済活動が活性化するまちを再興し、後世に着実に引き継いでいくことが必要です。

私たちは、地域の活力を取り戻すとともに、だれもが意欲をもって働き、安定した生活ができるよう「活力あふれるまち」を創ります。

第2章 復興のめざすまちの姿

私たちは、東日本大震災の教訓に学び、防災性の強化とともに、地域コミュニティを再生し、協働の精神を生かした新たな復興へのまちづくりが必要であります。

さらに、私たちが住む「いわて・三陸海岸」の海と緑の恵み、そして自然災害の脅威を享受しながら、陸前高田市の再生に向けて、自然と共生するあらゆる可能性や創造性をまちづくりに活かし、具現化していく必要があります。

このことから復興の基本理念を踏まえ、被災した海、高田松原、市街地や集落の復興をめざし、陸前高田市のめざすまちの姿を以下のとおり定めます。

「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造

第3章 復興のまちづくりの目標

まちづくりの目標として、人口規模を2万5千人台に設定し、次の基本方向と重点目標により、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を目指したまちづくりを進めます。

1. 災害に強い安全なまち

（基本方向）

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めます。

（重点目標）

- 「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を組み合わせた複合対策を図ります。
- 防潮堤、三陸縦貫自動車道、国道45号、国道340号、国道343号、主要地方道大船渡・広田・陸前高田線、一般県道陸前高田停車場線、鉄道などの骨格となる社会資本整備とまちづくりとの連動による総合的に災害に強いまちの再構築を図ります。
- 高田松原地域については、防潮堤、海岸防災林の整備促進を図るとともに、背後地は国営等による防災メモリアル公園の設置を促進し、海と緑が織りなす松林を再生します。
- 市街地については、複数の南北方向の避難道路と東西方向の避難道路（アップルロードの延伸）の整備を促進します。
- 海岸地域の低地部は、東日本大震災による津波の浸水区域や防潮堤等の整備を考慮し、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とするとともに、住居地域の高台への移転等を計画します。

2. 快適で魅力のあるまち

(基本方向)

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進し、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進めます。

(重点目標)

- 高田地区を中心とする新しい市街地は、東日本大震災の津波による浸水を免れるよう高さを確保し、低地部のかさ上げ等を行ったうえで、公共・公益施設、商業ゾーン、住宅街を配置、再開発します。
- 今泉地区は、東日本大震災の津波による浸水を免れるよう高さを確保し、低地部のかさ上げ、また西側丘陵部の開発により、歴史的な建物等の復元に配慮しながら歴史を受け継ぐ新しいまちを再生します。
- 下矢作地区、竹駒地区は、地元意向に対応した現位置での住宅再建を促進するとともに、長部地区、米崎地区、小友地区、広田地区は、漁家の生産活動等に配慮しながら、高台移転等を計画します。
- 学校、病院、消防署、文化施設、市役所等の公共施設は、施設の利便性や災害時における避難、機能の保全等を考慮し、高台や新市街地への配置を検討します。
- 公共交通環境については、道の駅、JR 駅、バスターミナル、学校、病院、商業施設等への利便性や快適性に配慮し、市域内の新しい交通環境や広域ネットワークの構築を図ります。
- 高台等の住宅開発地域は、文化財、地形や自然景観に配慮するとともに、エコタウンとして開発します。
- 海岸地域の低地部は、防災性や安全性、景観等に配慮し、産業用地、公園、緑地帯等の利用を基本に、公有地化を促進します。

3. 市民の暮らしが安定したまち

(基本方向)

公営住宅、学校、病院等の医療施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービス、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興します。

(重点目標)

- 高台に集積する公共施設（県立高校、県立病院等）は、緑に囲まれた「健康と教育の森ゾーン」として整備促進を図ります。
- 市民生活や地域に密着した民間医療施設、郵便局、金融機関、商業店舗などが配置されるよう再建を支援します。
- 野球場等のスポーツ公園を整備し、合宿等市内外からの通年利用を促進します。
- 県立野外活動センターは、広田半島地区への移転を検討します。

4. 活力あふれるまち

(基本方向)

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積を推進します。

(重点目標)

- 市街地内を通る新たな幹線道路の整備促進を図るとともに、商業ゾーンを形成し、都市内交通や新しい市街地のメインストリートとして魅力や賑わいを創出します。
- 新しい市街地に商・工業ゾーンの形成を図るとともに、醸造業等の地場産業の基盤整備を支援します。
- 市内中小企業の資金繰り支援や投資規模等による事業用施設・設備整備の支援を促進します。
- 長部漁港、脇ノ沢漁港、広田漁港、六ヶ浦漁港は、水産業拠点地域として漁港施設、水産加工団地等の基盤整備や産直施設等の整備を促進します。
- 農地の除塩対策や農業施設、園芸研究室等の早期復旧、農業生産の効率化を目指し農地の集約化等を図るとともに、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の整備に取り組み、大規模化を促進します。
- 小友浦干拓地域を干潟に再生し、オートキャンプ場モビリアと連携した体験型観光拠点に再生するとともに、干拓堤防背後地は、多目的な利活用を検討します。

5. 環境にやさしいまち

(基本方向)

太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進しながら、環境未来都市の創造に取り組みます。

(重点目標)

- エコタウン鳴石団地のような太陽光を利用した環境共生型団地の整備を促進するとともに、再生可能エネルギーの活用による災害時での自立的なエネルギー供給可能体制を構築します。
- 太陽光などの再生可能エネルギーを活用した産業立地の促進や新交通への導入を検討するとともに、公共施設や一般家庭への普及など、環境にやさしいまちづくりの取組みを進めます。

6. 協働で築くまち

(基本方向)

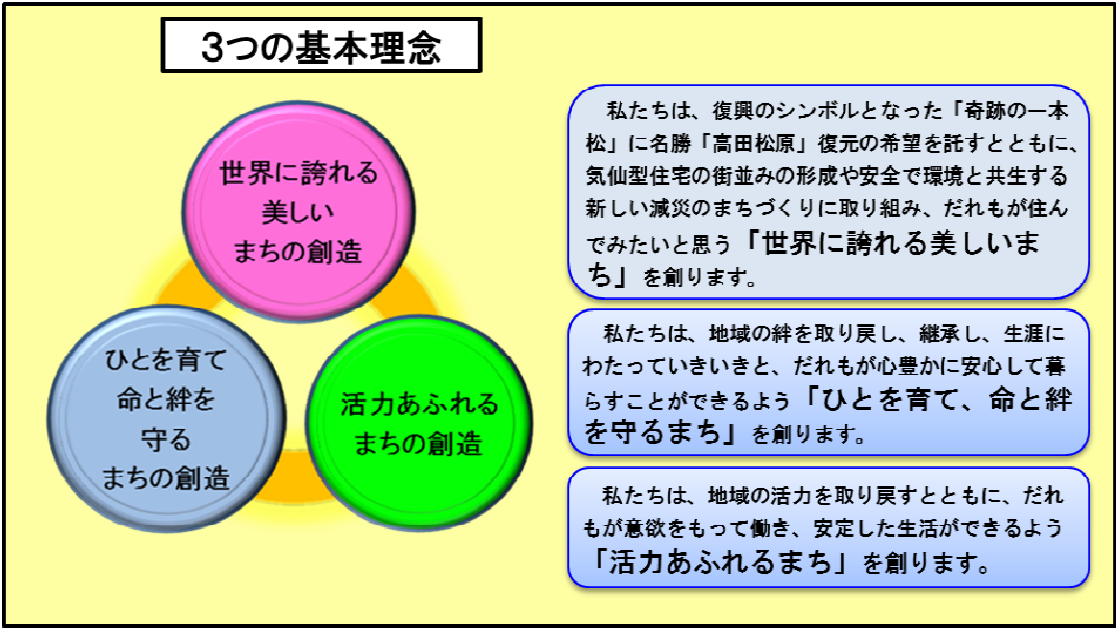
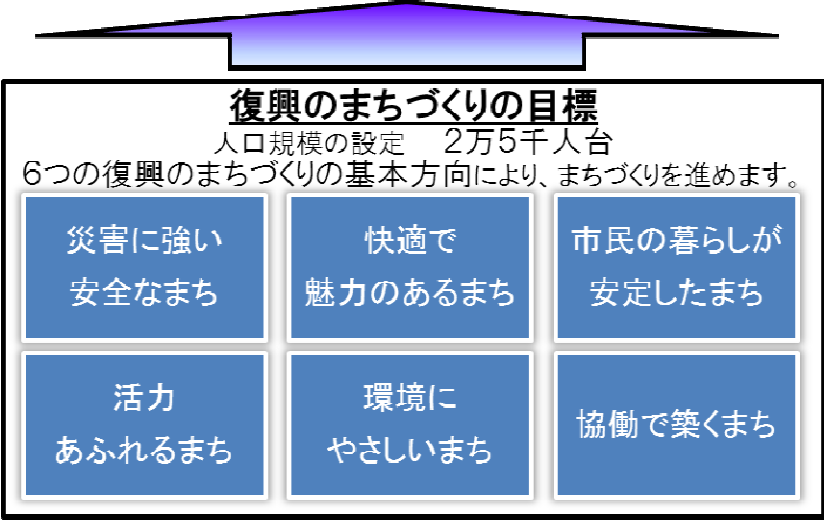
地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進します。

(重点目標)

- 行政区ごとの高台移転等を基本に、地域コミュニティの再生や地域づくりの促進を図ります。
- 地区コミュニティ施設は、避難所としての役割を果たす防災資材倉庫や健康センター、診療施設等を考慮し、再整備を促進します。
- 地域の祭りを復興するため、「けんか七夕」・「動く七夕」ロード、まつり広場の整備を図ります。

復興のめざすまちの姿

海と緑と太陽との共生・海浜新都市の創造



第2部 基本計画

第1章 復興の重点計画の推進

第1 新市街地と産業地域、防災道路網の形成

整備方針

被災した市街地は、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、山側にシフトした新しいコンパクトな市街地の形成を図ります。

また、被災した海岸地域等の低地部は、本市の基幹的産業と連携した新産業ゾーン、公園、農用地等の活用を図ります。

防災道路網は、広域幹線道路と連動した整備を促進するとともに、特に、新しい市街地内を通る幹線道路は、都市内交通のメインストリートとして整備促進を図ります。

整備目標

- ・ 新しい市街地の基盤整備により、メインストリートの幹線道路沿いに、道の駅を中心とした商業ゾーン、山側に住宅街の形成を図るとともに、公共施設の整備や民間医療施設、金融機関、郵便局等の公益施設、鉄道、バスターミナル等の再建を促進します。
- ・ 新産業ゾーンの基盤整備により、商工業等の既存企業の再建支援や食関連産業、再生可能エネルギー産業等、新規企業の誘致促進を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道の整備促進を図るとともに、国道45号、国道340号、国道343号、主要地方道大船渡・広田・陸前高田線、一般県道陸前高田停車場線との連動により、避難道路として活用する新たな防災道路網を整備します。



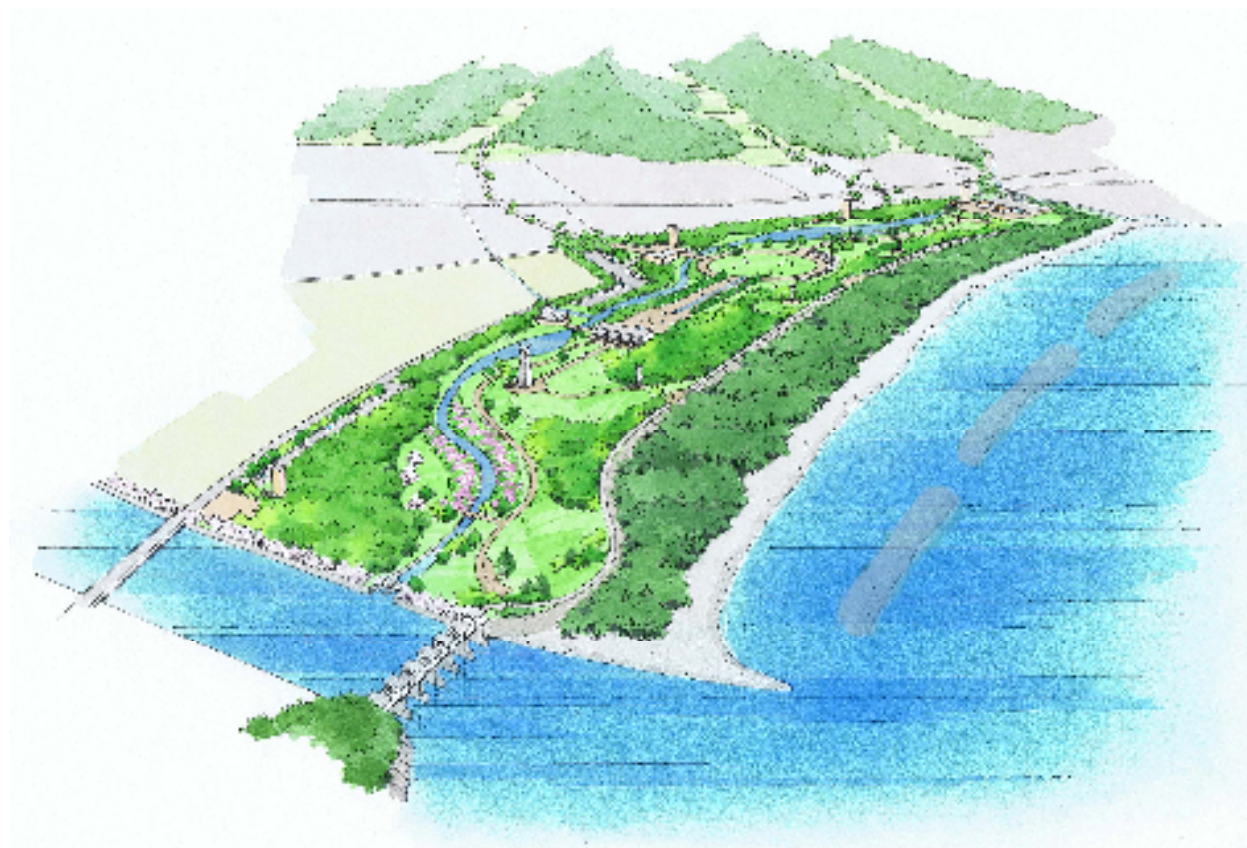
第2 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成

整備方針

本市のシンボルでもある高田松原公園を再生するとともに、今回の大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂する公園として、大震災の経験や教訓を後世に語り継ぎ、そしてまたより安全で暮らしやすいまちを創り上げ、「防災文化」として醸成し継承していくため、市街地を防御する機能を兼ね備えたメモリアル施設を有する高田松原・防災メモリアル公園ゾーンの整備を進めます。

整備目標

- ・ 復興のシンボルとなる高田松原公園の公園区域を拡大し、鎮魂の丘や被災建物（道の駅高田松原）の保存、メモリアル広場などを含め、次世代をはじめとする市民参画のもと市民の憩いの場となるメモリアル公園を整備します。
- ・ 市街地を防御する防潮堤、背面盛土、防潮林で津波の減衰効果や人工リーフの復旧による海浜の復元を期するとともに、「奇跡の一本松」の植栽活動の取り組み等を展開しながら、文化財としての新高田松原の形成を図ります。



第3 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生

整備方針

今泉地区は、藩政時代に気仙地方の郡政の中心地として栄えたところであり、これまで培われ、築き上げられてきた歴史・文化を受け継ぎ、後世に継承するべく、大肝入屋敷（大庄屋）や街道の復元など、地域特性や景観に配慮したまちづくりを進めます。

整備目標

- ・ 市街地の低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、地盤のかさ上げや西側丘陵部の開発により、今泉の歴史文化が薫る新しい街並みの形成を図ります。
- ・ 「けんか七夕」街道や大肝入屋敷（大庄屋）の復元等を図ります。
- ・ 住宅街、住宅団地、公営住宅や避難路、アクセス道を整備します。



第4 氷上山麓地区・健康と教育の森ゾーンの形成

整備方針

市民の生涯教育や健康づくりを促進するため、保健医療福祉総合エリアの創設、県立高等学校、（仮称）市民総合体育館を集積するなど、「健康と教育の森ゾーン」の整備を進めます。

整備目標

- ・ （仮称）保健福祉総合センター、県立高田病院、県立高田高等学校、（仮称）市民総合体育館の整備を促進します。
- ・ 市街地からの避難道路を兼ねたアクセス道路や待避所となる防災公園を整備します。
- ・ 隣接地に住宅団地や公営住宅を整備します。



第5 高田沖地区・太陽光発電所誘致等の推進

整備方針

太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに蓄電技術等の導入を進めることにより、災害発生時においても自立的なエネルギー供給を可能とするまちづくりを目指します。

そのため、海岸地域の低地部等を有効活用し、太陽光発電所等の再生可能エネルギー関連企業の誘致を図ります。

整備目標

- ・ メガソーラー等の太陽光発電所の誘致を促進します。
- ・ 新交通としての電気バスの導入等を検討します。
- ・ 公共施設等への太陽光発電設備の普及促進を図ります。



第6 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成

整備方針

農業の生産や供給力の再生を図るため、県や民間企業等との連携を図りながら、県農業研究センター南部園芸研究室や市営農指導センターといった園芸振興拠点施設が立地する浜田川地区を食農産業モデル地域として設定し、太陽光型植物工場の誘致や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成を図り、雇用と産業の活性化を図ります。

整備目標

- ・ 太陽光型植物工場の企業誘致を促進するとともに、大規模施設園芸団地の整備を促進します。



第7 小友浦地区・干拓地の干潟再生

整備方針

小友浦干拓地域を干潟に再生し、オートキャンプ場モビリアや市民の森と連携した体験型・滞在型観光拠点に活用するとともに、関係機関と連携した新たな交流拠点の整備を推進します。

整備目標

- ・ 小友浦干拓地の干潟の自然再生が図れるよう前浜の形成と干拓堤防の整備を促進します。
- ・ 干拓堤防背後地は、多目的広場や公園、産業用地としての活用を図ります。



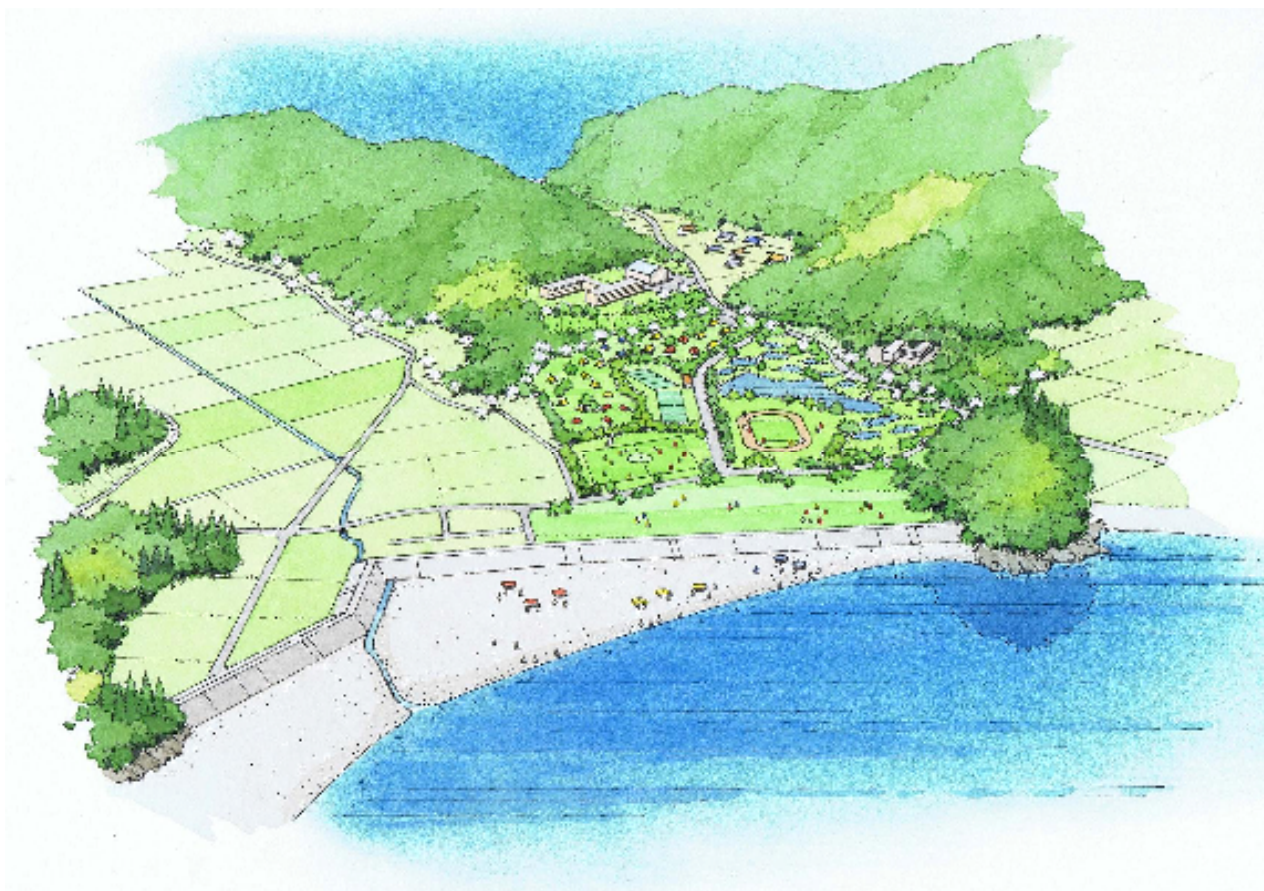
第8 広田半島地区・海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成

整備方針

広田半島地域の自然特性などを踏まえ、海洋型の野外活動センターの整備促進を図るとともに、防災拠点機能等を併せ備えた施設の整備など、海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成を図ります。

整備目標

- ・ 広田海水浴場に隣接する地域に、県立高田松原野外活動センターの移設整備を促進するとともに、海洋性野外活動の機能や集団宿泊研修機能、防災拠点機能等を併せ備えた施設の整備を促進します。



第9 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成

整備方針

長部漁港水産加工団地の復旧を図るとともに、広田、長部、脇之沢漁港背後地を活用した水産関連業務団地の形成を図ります。

整備目標

- ・ 長部漁港水産加工団地の復旧整備や既存企業の再建を促進します。
- ・ 広田、長部、脇之沢漁港背後地等を活用した漁業関連施設の基盤整備や産直施設等の整備を促進するとともに、水産関連企業の立地を図ります。



第10 緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出

整備方針

津波の浸水区域を後世に伝えるため、高田松原・防災メモリアル公園ゾーンを緑の核として、四季を通じて本市の風土や個性を演出する美しいまちが形成されるよう浸水区界や住宅等移転跡地の公有地化を図るとともに、緑の帯でつなぎ、囲むメモリアルグリーンベルトの創出を図ります。

整備目標

- ・ 市民、行政、企業等が連携した市民参加による緑化を重点的に推進しながら、美しい集落景観や新たな緑の名所づくりを促進します。
- ・ 緑が持つ諸機能を発揮させることを基本に、災害時の避難ラインとしての活用や緑に親しむ道づくりなどを促進します。



第11 地区コミュニティ別居住地域の再生

(下矢作、竹駒、今泉、長部、高田、米崎、小友、広田、生出、矢作、横田)

整備方針

東日本大震災の津波による浸水区域内の居住地域は、防潮堤等の整備や想定される浸水区域を考慮し、移転促進区域の設定を基本に非居住区域とするとともに、住民意向や住民参加のもと、高台移転や地盤かさ上げ、避難道路等の整備による安全な居住地域を確保し、地域のコミュニティの再生や土地利用の再編を図りながら、安心して暮らせるまちづくりを展開します。

整備目標

(1) 下矢作地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転や現位置での住宅再建を促進します。
- ・ 国道343号の廻館橋以西の津波浸水区間については、一部かさ上げ整備を促進します。
- ・ 市道今泉下矢作線や避難路としての林道山谷線の改良整備を検討します。
- ・ 気仙川河川堤防等の改修整備を促進します。

(2) 竹駒地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転や現位置での住宅再建を促進します。
- ・ 国道340号の相川から廻館橋間の拡幅等改良整備の促進を図ります。
- ・ 後方支援、避難道路として市道相川新田線の整備促進を図ります。
- ・ 竹駒保育園や消防屯所の移転を促進します。
- ・ 気仙川河川堤防の水門整備を促進します。

(3) 今泉地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に区画整理による住宅街、商業ゾーン等コンパクトな市街地の形成を図りながら、歴史文化が薫る新しいまちなみの再生を図ります。
- ・ 気仙川下流域の低地部は、農地、公園等の利用を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道の避難用出入口の整備促進を図るとともに、アクセス路の整備や西側丘陵部への避難道路を整備します。

- ・ 市街地を縦断する幹線道路の整備及び（仮称）今泉大橋の新設など、都市内交通のインフラ整備を促進するとともに、姉齒橋や気仙大橋の復旧を促進します。
- ・ 学校、コミュニティセンター、保育所、消防屯所等の公共施設は、高台に配置します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 内水対策として地区内の排水路や雨水ポンプ場を整備します。
- ・ 小学校・中学校の適正規模化計画を検討します。

（４）長部地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 三陸縦貫自動車道のインターチェンジ整備を促進するとともに、インターチェンジと長部漁港を結ぶ県道整備を促進します。
- ・ 国道４５号の津波浸水区間をかさ上げし、以西への浸水防止を図るとともに、海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ 小学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台への移転整備を検討します。

（５）高田地区

- ・ 海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、低地部が津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、区画整理による住宅街の形成や公営住宅の整備を促進します。
- ・ 市街地を通る新たな幹線道路の整備促進を図るとともに、道の駅等を中心とした商業ゾーン等の整備を促進し、コンパクトな新しい市街地の形成を図ります。
- ・ 道の駅、スポーツ施設は、都市公園として一体的整備を図ります。
- ・ 「動く七夕」ロードの整備や市日の復活を検討します。
- ・ 歩行者、自動車等による高台への円滑な避難を誘導するため、南北方向に複数の避難道路の整備や待避所となる防災公園の整備を促進します。
- ・ 海岸地域等の低地部は、産業用地、公園、緑地帯等の利用を図ります。
- ・ 消防署、県立病院、県立高校、（仮称）市民総合体育館、多目的集会施設、保育所等は、高台への整備を促進するとともに、（仮称）市民文化会館や市役所、消防屯所の整備については、高台への配置を含めて検討します。

（６）米崎地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するととも

に、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。

- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の延伸整備を促進するとともに、米ヶ崎や海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ 中学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台への移転整備を検討します。

(7) 小友地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の浸水区間の改良整備や避難道路として市道長洞只出線の整備を促進します。
- ・ 中学校の適正規模化計画を検討します。
- ・ 災害公営住宅等集合住宅の整備を検討します。
- ・ 消防屯所は、高台に移転整備します。

(8) 広田地区

- ・ 海岸保全施設等の整備に応じて、住民意向に対応した高台移転等を促進するとともに、漁家の生産活動等に配慮しながら、集落の再生を図ります。
- ・ 主要地方道大船渡・広田・陸前高田線の付替え整備や海岸からの避難道路の整備を促進します。
- ・ コミュニティセンター、広田診療所、広田保育園、消防屯所等の公共・公益施設は、高台への移転整備を図るとともに、あわせて健康センターや介護施設の整備を検討します。
- ・ 中学校の整備は、適正規模化計画にあわせて検討します。
- ・ 高台移転にあわせた集合住宅の整備を検討します。

(9) 津波浸水地区以外（生出地区、矢作地区、横田地区）

- ・ 住民意向に応じた移転候補地として検討します。
- ・ コミュニティセンターは、災害に備えた備蓄や通信機能を整備するなど地域の防災拠点として機能を充実するとともに、津波災害時の後方支援基地としての形成を図ります。
- ・ 産業立地の促進を図るとともに、公共施設の配置を検討します。

第2章 計画の体系

[まちづくりの目標]

[復興基本政策]

目標別計画の推進

第1 災害に強い安全なまちづくり

- 1 市民の生命、財産を守る新たな津波防災施設の整備を促進する。
- 2 大津波災害を想定した新たな防災計画を検討構築する。
- 3 大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する。
- 4 地域の防災組織育成と防災意識の向上を促進する。
- 5 災害に強い道づくりを推進する。

第2 快適で魅力のあるまちづくり

- 1 市民の安全と利便性に配慮した、持続的な都市活動を支える良好な新市街地を形成する。
- 2 地域の特色ある歴史的・文化的な魅力や特性を活かしたまちづくりを推進する。
- 3 風光明媚な高田らしい美しいまちの景観や空間を形成する。
- 4 安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を支える道路交通網の整備を促進する。
- 5 旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

- 1 安全で恒久的な住宅の確保を促進する。
- 2 災害に強いライフラインの整備を図る。
- 3 保健・福祉・介護・医療の総合的なシステムに支えられた市民一人ひとりの居場所・陸前高田市を構築する。
- 4 生涯学習の拠点づくりと学習環境の整備充実を図る。
- 5 通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る。
- 6 安全な学校づくりと適正規模化による小中学校の再編、及び高校の整備促進と学校の防災拠点化を図る。

第4 活力あふれるまちづくり

- 1 被災農業用地の再生と営農拠点の整備を図り、営農再建の支援による新たな営農体系の確立を図る。
- 2 林業・木材産業の再建を図り、木材安定供給体制を確立し、地域木材の利用及び雇用の創出を推進する。
- 3 漁港の整備と営漁の協業化を図り、営漁再建の支援による新たな水産業の活性化を推進する。
- 4 中小企業・事業所等の再建を支援し、商業等の集積を図りながら、新たな市街地に活力と魅力のある商業空間の創出を推進する。
- 5 食関連産業や観光産業の基盤づくりを推進するとともに、新規企業の誘致育成と地場産業再生による雇用の創出を図る。

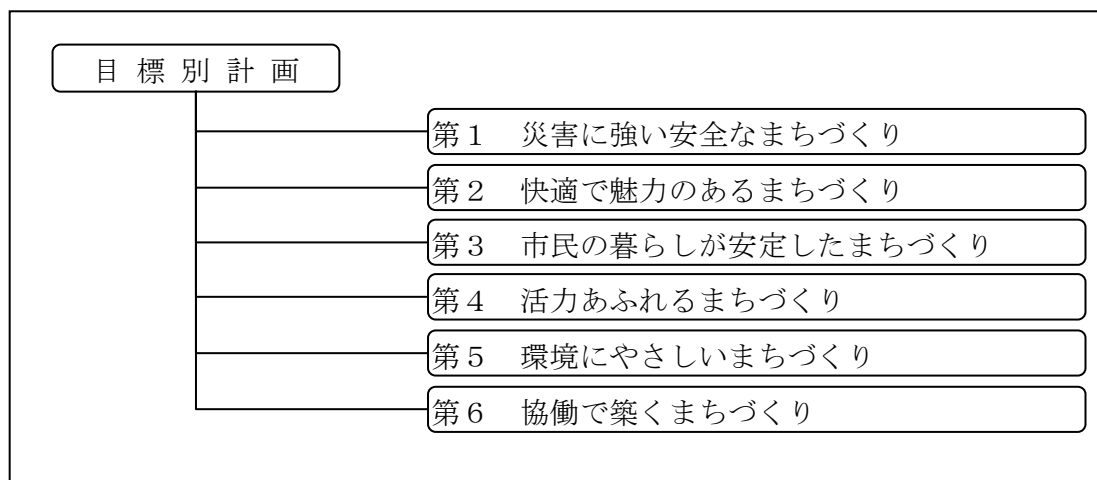
第5 環境にやさしいまちづくり

- 1 自然エネルギーを活用した新たな食農産業モデルを創出するとともに、環境にやさしい太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害時の活用を図る。

第6 協働で築くまちづくり

- 1 地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。

第3章 まちづくりの目標別計画の推進



第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 1	市民の生命、財産を守る新たな津波防災施設の整備を促進する。
----------	-------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、高田松原第1線堤、第2線堤をはじめとする防潮堤、河川水門、河川堤防、離岸堤、海岸防災林（防潮林、飛砂防止林）などの海岸保全施設は壊滅的な被害を受けました。また、多くの避難所も被災し、避難路も避難車両等で渋滞し、十分な機能を発揮できませんでした。
- この恐ろしい経験と津波防災、減災への教訓を謙虚に受け止め、ふたたび人命や財産が失われることのない防災施設の整備が求められます。
- ハード整備のみに頼らない、「海岸保全施設」「まちづくり」「ソフト対策」を適切に組み合わせたまちづくりを展開することで、総合的な視点からの減災を推進する必要があります。
- 堤防の決壊、庁舎の全壊により津波観測装置が全壊したことから、いち早く潮位変動を把握するため、津波観測装置等の再構築が必要となりますが、海岸施設の復旧に併せ、設置場所等について検討する必要があります。

復興のための施策

- 防潮堤等整備の促進
 - 市民の生命や財産を守るとともに、市街地土地利用の可能性を広げる防潮堤及び水門、海岸防災林の整備を促進します。
- 河川堤防改修整備の促進
 - 気仙川への津波の溯上を防ぐため、気仙川河口部等の水門整備を県等と連携、調整を図りながら進めるとともに、川原川、浜田川、小泉川の改修整備を促進します。
- 緊急避難路等の整備

- ・ 市民が安全かつ適切に避難できるよう、海岸部の避難路、高台の待避所となる防災公園等を整備します。
- 4 津波監視施設の整備
- ・ 防潮堤施設の整備に合わせ、津波遠隔監視装置等の整備を推進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 防潮堤整備事業 (H24～)
- ・ 水門整備事業 (H24～)
- ・ 河川堤防等改修事業 (H24～)
- ・ 津波遠隔監視装置復旧事業 (H24～H29)
 - ・ 緊急避難路、防災公園整備事業 (H25～)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策2

大津波災害を想定した新たな防災計画を検討構築する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 防災計画にあった避難所、地区本部が浸水したことにより、非常時のマニュアルが機能しなくなったことから、現計画の見直しに合わせ、地区ごとの避難経路、避難場所を検討し、非常時のマニュアル等を作成する必要があります。

復興のための施策

- 1 防災計画の整備
 - ・ 国、県の指針に沿い、現計画を見直し、大津波災害を想定した防災、減災の計画作りを進めます。
- 2 防災生活圏の形成
 - ・ 新しい地区コミュニティ単位に防災生活圏を形成し、市の地区本部と連携し、地区の特性を勘案した避難計画を策定します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23～25)

復興展開期 (H26～30)

- ・ 地域防災計画改訂事業 (H23～H24)

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 3	大津波災害の教訓を踏まえた救援・救護体制を構築する。
----------	----------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波災害では、想定した避難所及び地区本部までも被災した箇所があり、民間施設への長期避難を余儀なくされたほか、災害発生時直後から孤立する地区が生じました。
- ・ 想定をはるかに超える大津波来襲により、避難誘導中の消防団員に多くの犠牲者を出したことの対策を講じなければなりません。
- ・ 災害により全壊した防災行政無線親局等の応急復旧を図るとともに、多面的な通信手段の確保を図る必要があります。
- ・ 消防施設においては被災区域外への建設が必須とされる場所ですが、平坦な土地が少ないため、消防施設建設用地の確保が困難となっています。
- ・ コミュニティの再編を含めた復興計画に合わせ、町ごとの防災拠点施設を整備する必要があります。
- ・ 災害により、通信事業者が持つ情報網が寸断されたことから、災害に強い情報インフラを整備する必要があります。

復興のための施策

1 避難時の防災体制の整備

- ・ 大津波による災害直後を想定した救援・救護活動体制は、活動する消防団員等の安全を最優先とした地域防災計画・消防計画とし、併せてメンタルヘルスケアの整備を図ります。

2 消防防災センターの整備

- ・ 消防庁舎を高台へ建設し、災害時に迅速な対応がとれる消防救急体制を確立します。(消防庁舎敷地内へのヘリポート及び多機能駐車場、防災センターの併設)
- ・ 大規模災害等に対する訓練の実施が必要とされることから、独立した訓練棟を建設し、各種災害に対応できる訓練環境を整備します。また、消防庁舎に消防団の訓練場を併設し、消防団員の安全管理対策及び各種災害に対応できる環境を整備します。

3 消防救急通信指令設備の整備

- ・ 消防救急デジタル無線及び消防指令センター設備を整備し、緊急時における市内全域への通信手段を確保します。

4 消防屯所の建設

- ・ 今後の活動範囲を再検討するとともに、被災した消防屯所を被災区域外へ建設し、予防活動、災害発生時の拠点として活用します。

5 防災情報施設の整備

- ・ 防災行政無線を再整備するとともに、臨時災害放送局の整備等、多面的な非常時の通信手段の構築を図ります。

6 広域防災拠点の整備

- ・ 災害時において、物資受入、集配、応急要員の集積、宿泊、被災者用物資、資機材

の備蓄、広域医療搬送、災害対策本部の代替機能等を有する広域的な防災拠点等を整備します。

7 災害に強い情報通信インフラの整備促進

- ・ 災害時でも通信手段が確保できるよう、多様な情報通信技術を活用した多重的な設備やシステムを構築するよう通信事業者に対して要望していきます。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 消防庁舎等建設事業（H23～H 25）
- ・ 消防救急通信設備整備事業（H23～H 25）
- ・ 消防屯所建設事業（H23～H 25）
- ・ 防災行政無線復旧事業（H23～H 24）
 - ・（仮称）広域防災拠点整備事業（H24～H 29）

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策 4

地域の防災組織育成と防災意識の向上を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により街ごと壊滅的な被害を受けた地域も多くあり、これまでの単位でのコミュニティ活動の継続が困難になったため、コミュニティの再編にあわせた新しい単位での自主防災組織の育成が急務となっています。
- ・ 今回の規模の大津波を防潮堤等の保全施設のみで防ぐのは限界があり、「ハード整備」だけでなく、「まちづくり」「ソフト対策」を総合的に組み合わせたまちづくりが求められています。
- ・ たとえ津波が押し寄せてきても、上層階に避難した住民や財産を守るべく、堅固な建築物への誘導・支援が必要です。
- ・ 次世代への教訓とするため、大震災の検証を行い、津波の規模や発災後の活動状況を記録することが必要です。

復興のための施策

1 地域防災組織の育成支援

- ・ 復興計画に合わせて再編されたコミュニティ単位、集落単位、仮設住宅単位での自主防災組織の育成を支援します。

2 防災知識の普及啓発

- ・ 大津波災害を想定した防災訓練を実施するとともに、避難行動等の徹底を図ります。

3 津波に強い建築物の誘導・支援

- ・ 津波に強い建築物の整備を推進するべく、誘導・支援を行います。

4 大震災の記録保存

- ・ 大震災に関する記録や構造物を含む各種震災資料を収集、保存します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 自主防災組織育成支援事業（H23～）
 - ・ 建築物誘導、支援事業（H24～）
- ・ 大震災記録収集保存事業（H23～）

第1 災害に強い安全なまちづくり

復興基本政策5

災害に強い道づくり

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災により浸水区域の道路は壊滅的な被害を受け、道路高も平均80cm程沈下しており、従前の道路網を見直す必要があります。そのため、新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

復興のための施策

- 1 減災に寄与する道路整備
 - ・ 幹線道路へアクセスするための縦断道を整備します。
- 2 新生“陸前高田”の道路ネットワークの整備
 - ・ 新しいまちづくりにあった道路ネットワークを整備します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 復興道路整備事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 1	市民の安全と利便性に配慮した、持続的な都市活動を支える良好な新市街地を形成する。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 市内約1,300haの浸水をもたらした東日本大震災の津波は、市街地のみならず、漁港施設、農地農業用施設などに大規模な被害を与えました。
- ・ 復興に向けては、従前の土地利用を見直すとともに、都市の活性化に繋がる新市街地の形成が不可欠です。

復興のための施策

- 1 土地利用再編計画の策定
 - ・ 従前の土地利用を見直し、新しい本市の中心市街地として相応しい土地利用の検討を行います。
- 2 新市街地ゾーンの整備、交流ゾーンの形成
 - ・ 市街地の復興と防災性に優れた整備を図るとともに、交流ゾーンの形成による賑わいのある新しい市街地の整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 土地利用再編計画策定事業 (H23~H25) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 無電柱化促進事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策 2	地域の特色ある歴史的・文化的な魅力や特性を活かしたまちづくりを推進する。
----------	--------------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」・「地区コミュニティ別居住地域の再生」の再掲

復興のための施策

- 1 今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生
 - ・ ※重点計画「今泉地区・歴史文化を受け継ぐまちの再生」(再掲)
- 2 地区コミュニティ別居住地域の再生
 - ・ ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」(再掲)

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・被災市街地復興土地区画整理事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・無電柱化促進事業（再掲） ※「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
- ・防災集団移転促進事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・漁業集落防災機能強化事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」
- ・被災住宅移転等再建支援事業（H23～） ※重点計画「地区コミュニティ別居住地域の再生」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策3

風光明媚な高田らしい美しいまちの景観や空間を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- ・本市のシンボルだった高田松原をはじめ、本市が誇る美しい景観や公園が大震災により失われ、市民が誇りとする名勝高田松原は流失し、「一本松」のみが残る被害を受けました。本市の復興には、風光明媚な陸前高田らしい景観や空間の形成が不可欠です。
- ・また、この大津波災害を後世に伝えるとともに、市民が愛着・誇りを持てる高田松原海岸や公園・緑地を再生し、市民に愛される安全な防災公園・緑地の整備も重要です。

復興のための施策

- 1 高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成
 - ・ ※重点計画「高田松原地区・防災メモリアル公園ゾーンの形成」（再掲）
- 2 緑の帯でつなぎ、囲む景観づくり
 - ・ ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・国営等公園整備事業（H23～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
 - ・ 海岸防災林等海岸整備事業（H26～） ※重点計画「防災メモリアル公園ゾーンの形成」
- ・メモリアルグリーンベルト創出事業（H24～） ※重点計画「緑の帯でつなぐメモリアルグリーンベルトの創出」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策4

安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を支える道路交通網の整備を促進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・被災時には、避難車両が特定路線に集中し、多くの市民の避難活動の支障となりました

た。復興においては、尊い人命がふたたび失われることがないように、円滑な避難活動を支えるとともに、都市の活力を高める道路網の整備が必要です。

復興のための施策

1 三陸縦貫自動車道の整備促進

- 本市の発展に大きく貢献する三陸縦貫自動車道の市内区間全線早期供用を目指して、現在計画区間である唐桑北～陸前高田区間の整備を促進するとともに、今泉地区の避難用出入り口、長部地区へのインターチェンジの整備を促進します。

2 防災道路網の整備

- 都市活動を支えるとともに、被災時の円滑な避難を確保する防災道路網を整備します。

3 橋梁の整備促進

- 気仙川上流への（仮称）今泉大橋の新設及び姉齒橋、気仙大橋の復旧整備を促進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 三陸縦貫自動車道整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 防災道路網整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 橋梁整備促進事業（H23～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」

第2 快適で魅力のあるまちづくり

復興基本政策5

旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境を形成する。

被災状況の概要と復興課題

- JR大船渡線は、下矢作地区から大船渡市境において、路線及び駅舎が壊滅的な被害を受けました。また、路線バス事業者においてもバスターミナル及び車両を流失しています。これからの高齢社会では、公共交通は市民の足としてこれまで以上に重要な役割を担うことになることから、復興の段階に合わせて公共交通体系を再整備する必要があります。
- 本市が復興後においても社会情勢の変化に適応し、持続的発展を続けていくためには、旅行誘客や地域間交流を促進し、安全・快適で利用しやすい公共交通環境の形成が必要です。

復興のための施策

1 公共交通体系の復旧と再整備の促進

- JR大船渡線は、新しい市街地や居住地域に対応した早期復旧及び気仙沼駅・陸前

矢作駅間の早期開通を要請していきます。

- ・ 復興の段階に合わせて、新たな陸前高田市の都市構造に適応した、持続可能な公共交通体系の再整備を促進します。

2 駅前広場及び交流館の整備

- ・ 公共交通機能の中心地点として、駅前広場を整備するとともに、住民・観光客が憩いの場として利用できるターミナル施設を建設します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ JR大船渡線復旧整備促進事業（H24～）
- ・ 公共交通体系調査・整備事業（H24～）
- ・ バスターミナル整備促進事業（H24～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 1	安全で恒久的な住宅の確保を促進する。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災による被災世帯は、約4,000世帯あり、仮設住宅への市民の要望も高くなっています。仮設住宅の建設については、2,197戸がすでに完成しており、応募状況や内陸部からの転入者数を考慮した建設戸数となっています。
- 災害救助法の規定では、仮設住宅の使用期間は建設後2年以内となっており、また下宿定住促進住宅80戸、馬場前特定公共賃貸住宅16戸の他、市営住宅についても4団地67戸が流失及び損壊するなど、仮設住宅退去後の住宅ストックが不足しています。

復興のための施策

- 災害復興公営住宅等の整備促進
 - 仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。
- ニュータウンの整備・分譲
 - 住宅地の確保のため、ニュータウンの整備を図ります。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- 災害復興公営住宅等整備事業 (H23~H28) ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- 木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業 (H23~)
 - 住宅リフォーム助成事業 (H24~H26)

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 2	災害に強いライフラインの整備を図る。
----------	--------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災による本市の水道施設は、地震による被害はあまり大きくなかったものの、その後発生した大津波により竹駒第1、第2、長部及び矢作水源に海水が流入し、また、当該施設に付随する建物、電気計装設備等、更に市役所内に設置している中央監視室が壊滅的な被害を受けました。
- このことから災害に強い水道施設を構築するため、水源施設を整備するとともに、土地利用計画による現施設の利用も含めた新たな水道施設の整備に取り組む必要があり、本復旧・復興までには相当の年数を要するものと思われます。
- 震災により公共下水道、下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設の汚水処理場が被災し、震災時から市内の全ての集合処理区域で

トイレが使用できない状況が続きました。

- ・ また、合併浄化槽を設置している個別の世帯等でも、上水道及び電気が復旧するまでの間トイレが使用できない状態が続き、市ではいずれも仮設トイレを設置することにより対応してきました。
- ・ 今回の経験を生かし、災害に強い汚水処理施設の整備を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 1 災害に強い水源の整備
 - ・ 地震、津波、洪水等の自然災害に強い水道水源を整備します。
- 2 新たな水道施設の整備
 - ・ 土地利用計画による新たな水道施設を整備します。
- 3 集落排水処理施設等の整備
 - ・ 下矢作地区農業集落排水処理施設、矢の浦地区及び広田地区漁業集落排水処理施設を復旧するとともに、公共下水道や雨水ポンプ場、都市下水路を再編整備します。
- 4 浄化槽の普及促進
 - ・ 集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及します。
- 5 災害時仮設トイレの備蓄
 - ・ 災害時に対応する仮設トイレの備蓄を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 水道水源整備事業（H23～H27）
- ・ 水道施設整備事業（H23～H27）
- ・ 公共下水道等整備事業（H23～H26）
- ・ 浄化槽設置整備事業（H23～H27）
- ・ 災害時用仮設トイレ備蓄事業（H23～H27）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策3

保健・福祉・介護・医療の総合的なシステムに支えられた市民一人ひとりの居場所・陸前高田市を構築する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 保育施設の被災状況は、10施設のうち高田・今泉保育所が全壊、竹駒保育園が大規模半壊、広田保育園が半壊となり、高田保育所は旧米崎保育園、今泉保育所は長部保育所との統合、竹駒保育園は隣接の下矢作、横田保育園に分散して保育を行っています。復興にあたっては、被災した施設の復旧にとどまらず、少子化、就学前児童の減少などの動向を踏まえた適正な保育施設の配置が必要とされます。
- ・ 医療機関の被災状況は、11医療（医科）機関のうち9医療機関が被災し、9箇所の歯科診療所、9箇所の薬局については、全て被災するなど壊滅的な被害を受けました。

現在、仮設により医療業務も開始されていますが、医療機能の充実と災害時にも対応できる医療体制の構築が求められています。

- ・ 大震災で、家族や家屋、仕事を失い、長期にわたる避難生活を余儀なくされ、こころも身体も大変な状況のなかであっても、市民は将来的には住み慣れた陸前高田市での生活を望んでいます。陸前高田市を一人ひとりの居場所と感じつつ、子どもから高齢者までが「いのち」を大切に安心して暮らせる、お互いが支え合い、こころや身体の健康を地域全体で保持増進する健康な居場所づくりが求められています。
- ・ 市内の介護サービス施設は、デイサービス2箇所が全壊し、特別養護老人ホーム・老人保健施設・小規模多機能ホーム・デイサービスが地震及び津波の被災を受けましたが、市街地にあったデイサービス1施設以外は復旧しました。今後は、避難所から仮設住宅での生活への環境変化など、生活形態への対応が求められています。特に、ひとり暮らし高齢者や仮設住宅における孤独感などに対する地域包括ケアとした施策を進めていく必要があります。
- ・ 知的、精神障がい者向けグループホーム6箇所、相談支援事業所、地域活動支援センターサテライト、児童デイサービス事業所各1箇所が全壊または流失し、市社会福祉協議会の建物も全壊しました。居住の場を失った利用者に対する福祉住宅の確保と日中活動の場の確保、震災後のストレスケアと障がい福祉サービスの充実、共生社会実現に向けた社会意識の創生が求められます。

復興のための施策

- 1 現状と将来の児童数を見越した保育施設の適正な配置
 - ・ 災害復旧と既設補助（保育施設整備事業）を活用した保育施設を整備します。
 - ・ 経営形態の一元化に向けた取り組みを進めます。
- 2 被災による保護者の生活の変化に対応する保育サービスの提供
 - ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育を実施します。
 - ・ 病後児保育を実施します。
- 3 地域一体で復興再建の人材を育むための子育て支援体制の確立
 - ・ 在宅で子育てを行っている保護者への支援の充実を図るため地域子育て支援センターの再建を図るとともに、要保護児童連絡協議会の再構築をめざし、学校、地域と関係機関が協力連携した子ども・子育て支援体制の確立を図ります。
- 4 居場所づくり・健康づくりの推進
 - ・ 一人ひとりが陸前高田市を居場所と感じつつ、生活の質の向上を促進するための、住民同士が主体的に支えあうコミュニティづくりを推進します。
 - ・ 高齢者の介護予防、母子保健交流スペース、その他の疾病予防対策等の活動拠点として、市内各地域に健康づくりミニセンター的機能を持った施設を整備します。
 - ・ 医療・保健・介護・障がいなどの関係機関で包括的な支援サービスを行うための地域包括ケア会議による連携を図ります。
 - ・ 保健・福祉の各種サービスを展開できる専門職のマンパワーを確保します。
- 5 保健事業の再開と推進
 - ・ 健康づくりのための仮設住宅入居者への個別フォローと集団アプローチを展開します。

- ・ 仮設住宅とともに、各地域の実情に合わせた高齢者の居場所づくりの展開や、高齢者見守り体制づくりを推進します。
 - ・ 地域全体でこころのケアを推進する体制を確保します。
 - ・ 健診（検診）の受けやすい体制の構築と、住民の生活に根差した事後指導（保健指導）体制に力点を置いた健康づくりを展開します。
- 6 保健医療福祉集中化エリアの創設
- ・ 県立高田病院、（仮称）保健福祉総合センター、高齢者関連施設等の関係機関の集約化による保健医療福祉総合エリアを創設します。
 - ・ 保健、福祉、地域包括支援センター等が一体となった総合サポート拠点として、（仮称）保健福祉総合センターを設置し、保健、医療、介護、在宅療養、障がい者サービス、介護サービスなど、全てのライフステージについて、包括的に情報共有できる体制を確立します。
- 7 地域包括医療システムの構築
- ・ 市内診療所及び県立高田病院並びに気仙地区（県立大船渡病院や住田地域診療センター）及び岩手県内主要病院との連携を強化します。
 - ・ 市国保診療所が医療の拠点だけでなく、健康づくりの拠点としての整備を検討します。
 - ・ 県立高田病院、市国保診療所、民間診療所、市役所、消防署、警察などと医療の連携体制を強化します。
 - ・ 病院のエリアに隣接して商業施設などをリンクして、住民の利便性が高まるような工夫を行います。
- 8 地域医療施設の整備
- ・ 医療体制の中核となる県立高田病院の早期建設を促進するとともに、広田診療所を整備します。
 - ・ 医科・歯科診療所建設など、民間医療施設整備の推進を図ります。
 - ・ ドクターヘリ、移送ヘリ、防災ヘリなど離着陸ができるヘリポートを確保していきます。
 - ・ 食糧や応急用・医療用薬剤等の備蓄や調剤薬局との定期的な確認を行いながらの連携体制を構築します。
 - ・ 非常用発電機の常設、他自治体・他地域医療機関等との事前提携と訓練の実施など、救急医療体制の整備を促進します。
- 9 介護サービスの充実
- ・ 第5期介護保険事業計画（H24～26）により介護サービスの充実を図り、保健・福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアのための中長期的な見通しに立った介護計画を検討・実行します。
 - ・ 仮設住宅での要介護者の生活を援助するため、訪問介護・訪問看護などの在宅サービスや、グループホーム等の施設サービスを充実させます。また、仮設住宅へのアプローチとして、介護等サポート拠点を整備し、相談員が巡回する形での総合相談事業を行います。
- 10 生活再建への支援
- ・ 市民からの生活再建に関する相談・助言体制を整備し、被災者個々の状況に応じた各種支援制度等の情報提供及び関係機関と連携しながら、きめ細かな相談事業等を実

施し、生活再建に向けた支援を推進します。

11 高齢者の充実した生活のための施設整備等

- ・ 高齢者が住みなれた地域で最後まで暮らせるために、また、ひとり暮らし高齢者に対する生活から介護も含めて、地域の中で充実した生活が送れるようなサービス付高齢者向け住宅の整備や高齢者の孤立を防ぐシステムを作ります。
- ・ 認知症サポーター養成や介護家族を支援する団体等と協働しながら、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

12 地域福祉活動拠点の整備

- ・ 市民が相互に助け合いながら復興に向けた活動を進めていく中で、市民のふれあいの場や各種団体等の地域福祉の活動拠点を整備します。

13 グループホームの再建と増設および日中活動の場の確保

- ・ 震災により流失した共同生活援助事業所に代わり、障がい者に対して日常生活上の支援を伴う居住の場を提供します。
- ・ 被災した作業所等を再建し、引き続き地域移行を推進します。

14 保健師と保健推進員の連携によるこころのケアの推進

- ・ 自殺予防対策の一環として、悩みを抱える人の自殺のサインに気づき、見守るゲートキーパーを養成し、地域でできる支援をしていく体制をつくります。

15 震災後の障がい福祉ニーズの把握と福祉サービスの向上

- ・ 震災以前と以後の状況の変化からくる利用者のニーズを把握したうえで、従来のサービス内容を見直し、満足のいくサービスを提供します。また、震災が原因で新たにサービスが必要となった人に対しても適切なサービスを提供します。

16 障がいのある人もない人も共に学び共に生きるまちづくりの推進

- ・ 地域で障がいについての理解を促進し、安心・安全で住みやすいまちづくりのために障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 高田保育所再建事業（H23～H25）
- ・ 竹駒保育園再建事業（H23～H25）
- ・ 今泉保育所再建事業（H23～H28）
- ・ 広田保育園再建事業（H23～H26）
- ・ 延長保育、土曜午後保育、日曜保育、病後児保育等特別保育事業（H24～）
- ・ 地域子育て支援センター拠点施設再建事業（H23～H25）
 - ・ 要保護児童連絡協議会再構築事業（H24～）
- ・ 児童デイサービス（ふれあい教室）拠点施設再建事業（H23～H25）
- ・ 居場所づくり健康づくり推進事業（H23～）
- ・ 保健活動推進事業（H23～）
- ・ 保健医療福祉拠点施設整備事業（H23～） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- ・ 地域医療施設整備事業（H23～）
- ・ 地域包括医療システム構築事業（H23～）
- ・ 地域包括ケア体制整備事業（H23～H26）

- ・介護サービス施設整備事業（H23～）
- ・生活再建相談事業（H23～）
 - ・サービス付高齢者向け住宅整備事業（H24～）
- ・仮設住宅等における介護サポート拠点整備事業（H23～H26）
 - ・障がい者地域活動拠点整備事業（H25～H26）
- ・社会福祉法人運営等助成事業（H23～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策 4	生涯学習の拠点づくりと学習環境の整備充実を図る。
----------	--------------------------

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の津波により、全館が水没するとともに、すべての資料が水損した市立図書館、市立博物館のほか、市民のさまざまな学びの場であった中央公民館や市民会館等の喪失等、壊滅的な被害を受けた社会教育に係る機能の回復と、生涯を通じた学びの拠点となる関係施設・事業の再構築を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 社会教育・生涯学習推進に係る方向性の構築
 - ・ 社会教育関係事業推進に係る情報共有及び方向性に係る協議検討を行います。
- 2 生涯学習の推進
 - ・ 生涯学習に係る意識の啓発及び学習活動を支援します。
- 3 社会教育の推進
 - ・ 生涯各期における教育事業を充実します。
- 4 芸術・文化行政の推進
 - ・ 芸術・文化の振興及び文化財の保護と活用に努めます。
 - ・ 大肝入屋敷（大庄屋）の復元に努めます。
- 5 社会教育施設等の整備
 - ・ 図書館、博物館、市民会館等は、（仮称）市民文化会館に機能をもたせた整備を検討します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・社会教育・文化行政再構築事業（H23～H26）
- ・文化財レスキュー事業（H23）
 - ・生涯学習推進事業（H26～）
- ・学社連携推進事業（H23～）
 - ・（仮称）市民文化会館整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・大肝入屋敷(大庄屋)復元促進事業（H25～H28） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策5	通年型の総合的なスポーツ公園の整備及びスポーツ環境の充実を図る。
---------	----------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- 東日本大震災の津波により、市民体育館や海洋センター、野球場など、あらゆるスポーツ活動の推進にあたって必要となる拠点施設が改修困難な被害を受けるとともに、学校における校庭や体育館についても、十分な活用の見込みが立たない状態にあります。壊滅的な被害を受けた社会体育・生涯スポーツに係る機能の回復と、生涯を通じたスポーツの拠点となる関係施設・事業を再構築することが必要です。

復興のための施策

- 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成
 - ※重点計画「海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成」（再掲）
- 社会体育施設機能の再構築
 - スポーツ公園を新たに整備し、高田松原公園にあった野球場、サッカー場等を再整備するとともに、テニスコート等を配置した運動公園として大会誘致や合宿利用が可能な施設規模を検討します。
 - 体育館施設は、武道館や温水プール等、総合的な体育施設として（仮称）市民総合体育館の整備を高台に検討します。
- 生涯スポーツの推進
 - 生涯スポーツの普及促進と活動機会の拡充を図ります。
- 健康と教育の森ゾーンの形成
 - ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 県立野外活動センター整備促進事業（H23～） ※重点計画「海洋型スポーツ・レクリエーション拠点の形成」
 - スポーツ公園整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - （仮称）市民総合体育館整備事業（H24～） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- スポーツ活動普及振興事業（H23～）

第3 市民の暮らしが安定したまちづくり

復興基本政策6	安全な学校づくりと適正規模化による学校再編、及び高校の整備促進と学校の防災拠点化を図る。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- 今般の大震災により気仙小学校、気仙中学校、小友中学校、広田中学校、県立高田高

等学校が全壊するなど学校施設が甚大な被害を受けるとともに、児童生徒の住居も数多く被害を受けました。そのため多くの児童生徒が市外へ転出し小中学校の児童生徒数が減少しています。

- ・ 学校の復興にあたっては、当市の未来を担う子どもたちのために、より安全な学校と適切な教育環境を整備する学校再編が必要となります。また、児童生徒の心のケアについても、重要な課題として取り組む必要があります。
- ・ 学校施設については、災害発生時に避難所となることから、防災拠点施設などの機能強化を図る必要があります。

復興のための施策

1 心のケアの充実と就学援助の推進

- ・ 児童生徒が安心して就学できるようにするため、学校、家庭、地域、各種関係機関と連携し、長期にわたって児童生徒の心のサポートを行います。
- ・ 被災により就学困難となった児童生徒に対して、就学援助を継続的に行います。
- ・ 被災により親を失った子どもたちが、将来にわたって安心して学ぶことができるようにするため、岩手県教育委員会と連携し、生活支援・就学支援を推進します。

2 小中学校の再建と学校教育の充実

- ・ 小学校については、将来の児童数の推移を見据えながら、児童の安全と教育環境の充実、さらにはまちづくりとの連動を観点として学校づくり、再編を進めます。
- ・ 中学校については、生徒の安全と教育環境の充実を観点とした学校再編を推進します。
- ・ 学校再編による統合校の新增設を推進します。
- ・ 安全・安心となる学校教育の早期正常化のため、学校施設の耐震化（補強）や通学の安全、運動場の確保など児童生徒の学習環境の早急な整備とともに、放射線等による健康被害への適切な対応を図ります。
- ・ 未来を担う児童生徒に確かな生きる力を培うため、学力向上や豊かな心の育成、キャリア教育の充実を図ります。

3 高校の整備促進

- ・ 東日本大震災で被災した県立高田高等学校の再建に向け、早期の整備促進を図ります。

4 学校、家庭、地域連携による防災教育、防災体制の確立

- ・ 生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、防災教育カリキュラムの充実を図ります。

5 防災施設として機能強化した学校づくり

- ・ 災害発生時に防災拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

6 地域コミュニティの拠点施設として役割を果たす学校づくり

- ・ 学校施設の図書館や体育館等を市民と共同で使用するなど、地域コミュニティの拠点施設としての機能を果たせるよう、学校施設の充実を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- 学校支援カウンセラー派遣事業（H23～H27）
- 心のケア専門機関利用事業（H23～）
- 各種教育相談（研修）事業（H23～）
- 就学援助事業（H23～）
- いわたの学び希望基金利用事業（H23～）
- 小中学校再編推進事業（H23～）
 - 小中学校施設整備（新增築）事業（H24～）
- 学校施設環境改善（耐震化等）事業（H23～）
- 教育研究所事業（H23～）
- 県立高田高等学校整備促進事業（H23～H28） ※重点計画「健康と教育の森ゾーンの形成」
- 防災教育推進事業（H23～）
 - 防災機能強化推進事業（H24～）
 - 学校施設有効活用事業（H24～）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 1	被災農業用地の再生と営農拠点の整備を図り、営農再建の支援による新たな営農体系の確立を図る。
----------	---

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災により被災を受けた農地及び農業用施設は、農地383haのほか農業用施設772箇所、被害金額約190億円の未曾有の大災害となっており、特に水田は市内の作付面積の約7割に当たる被害であり、地盤沈下による排水対策も考慮した災害復旧が必要であり長期化も予想されます。
- ・ 復興に際しては、産業としての農業確立のため、市全体的な土地利用の見直しを進めるとともに、現状復旧に捉われず、高収益作物への作物変換や直接耕地を使用しない高設栽培等の栽培方式の導入を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 被災農地及び農業用施設の早期復旧
 - ・ 国の災害復旧事業による生産基盤の整備の早期着手と早期完了に向けた取り組みを推進するとともに、現状復旧にとらわれず生産性の向上に向けた農地及び農業用施設の復旧整備及び除塩対策を図ります。
- 2 農業経営再開に向けた農家の所得確保と農業機械、生産資材等の導入支援
 - ・ 農地はもとより、多くの住宅や農業用施設、農機具が被災、流失した現状においては、生産基盤等が復旧するまでの所得確保のため、緊急雇用創出制度等による農業関連への雇用、復興組合を通じた復旧作業を行う農業者への支援などの取り組みを推進します。
 - ・ 農業機械、生産資材等の導入については、国、県の補助制度に市単独事業を加えた一体的な支援により早期の農業経営再開を図ります。
- 3 農地の有効活用と多角化の推進
 - ・ 震災により農地が減少し、限られた農地を有効活用する必要があることから、自給的農家から担い手農家への利用集積や受委託を促進し、より一層の高収益作物の生産を推進するとともに、多角化を図り、安定した農業経営を確立します。
- 4 復旧が困難な被災地を利用した栽培技術の推進
 - ・ 地域の減災対策やまちづくりと連動した柔軟な農地利用を進めるとともに、従来の土耕農法に加え、水耕栽培や高設栽培等の耕地を直接使用しない栽培を推進し、除塩対策が難しい農用地等の有効活用と雇用創出を図ります。
- 5 営農指導拠点施設の再構築と指導体制の強化
 - ・ 全壊した総合営農指導センターを再整備することにより、本市農業振興の拠点施設としての機能を回復するとともに、岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再設置を強く要望し、県が計画する大規模園芸団地の設置と併せ浜田川地内の園芸団地化を推進します。
 - ・ また、早期復旧には、これまで以上の指導、推進体制の整備が重要になることから、関係機関と連携し営農指導体制の強化を図るとともに、農地の利用集積をよりいっそう推進します。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・農地、農業用施設災害復旧事業（H23～H25）
- ・東日本大震災農業生産対策交付金事業（H23～H25）
- ・被災農家経営再開支援事業（H23～H25）
- ・緊急雇用創出事業（H23～H25）
- ・被災農地等生産再開対策支援事業（H23～H25）
- ・農業経営体強化育成支援事業（H23～H27）
- ・農産物直売所開設支援事業（H23～H25）
 - ・被災地域農業復興総合支援事業（H24～H26）
- ・陸前高田型農業復興支援事業（H23～）
- ・振興作物推進事業（H23～）
 - ・三陸みらい園芸産地づくり事業（H24～H26）
 - ・三陸みらい農業担い手応援事業（H24～）
- ・農地利用集積促進事業（H23～H25）
- ・営農拠点施設整備事業（H23～H26）
- ・太陽光型植物工場誘致推進事業（H23～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」
 - ・大規模園芸団地整備事業（H25～） ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策2

林業・木材産業の再建を図り、木材安定供給体制を確立し、地域木材の利用及び雇用の創出を推進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 森林組合の事務所が津波で被災し、現在仮事務所で業務を行っているが、今後震災復興に向け木材の需要が増し、業務量も増加が見込まれることから、組合機能の早期回復が望まれます。
- ・ 震災による林道被害が74箇所、被害額1億1800万円となっており、また市内の製材業者の多くが被災し、木材の供給体制が壊滅的な打撃を受けていることから、木材の安定供給のため林道の早期復旧とともに製材業の復興に向けた支援が必要です。また、復興に向けた木材需要の増加に合わせ、地域木材の利用を促進する必要があります。
- ・ 震災により失業者が増加しており、林業が雇用の受け皿としての役割を期待されています。

復興のための施策

1 森林組合の再建支援

- ・ 津波で被災した森林組合の機能回復のため、財政的支援を行います。

2 木材の安定供給体制の確立

- ・ 地震により発生した林道等の災害復旧を図ります。

- ・ 津波で被災した製材工場の復興に向けた支援を行います。
- 3 地域木材の利用促進
 - ・ 被災者が地域木材を利用して住宅を建設する場合に支援を行い、地域木材の利用促進を図ります。
 - 4 林業への新規就業の促進
 - ・ 新規に林業従事者を雇用した場合等に、所属する事業所に対して支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 森林組合機能回復支援事業 (H23)
- ・ 林道災害復旧事業 (H23~H24)
- ・ 地域木材利用促進事業 (H24~)
- ・ 林業担い手サポート事業 (H23~)

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策3

漁港の整備と営漁の協業化を図り、営漁再建の支援による新たな水産業の活性化を推進する。

被災状況の概要と復興課題

- ・ 震災により、本市における漁港、漁村等のインフラ施設をはじめ、漁協事務所、漁船、定置網、養殖施設、種苗生産施設、水産関係施設などに壊滅的な被害を受けました。これらの施設等を早期に復旧整備し、漁協を核とした養殖漁業の協業化等による営漁再建を支援することより、短期間での漁業の再開と水産業の復興を図る必要があります。
- ・ 短期的には、平成23年の秋サケ漁やワカメ養殖等の再開に向け、漁船の安全性確保に必要な漁港機能等の早期復旧、漁協機能の早期回復、共同利用漁船等の整備、定置網、養殖施設及び種苗生産施設等の早期復旧に併せて、漁業者の雇用の場を確保し、漁業再開までの生活を支援します。
- ・ 中長期的には、本格的な漁業、養殖業の復興に向け、継続的・段階的に漁港、漁村や水産関係施設等の復旧、協業体の育成等による担い手の育成・確保、サケやアワビ等のより効率的な種苗生産体制の再構築が必要です。

復興のための施策

1 漁港等の整備

- ・ 漁業再開に向け、漁港機能等の早期復旧を図るため、漁港区域内及び漁場のガレキ撤去や、漁港施設、漁業集落排水施設、防潮堤、海岸保全施設の早期復旧及び段階的整備を進めます。

2 漁協を核とした漁業・養殖業の構築

- ・ 漁協を核とした漁業・養殖業の協業化などの共同利用システム等の構築のため、組合員が共同利用する漁船、漁具、種苗の確保や、養殖施設、さけ・ますふ化場、アワビ等種苗生産施設、漁協事務所、共同利用施設等の復旧や漁業・養殖業の復興をめざ

し、共同化による生産の早期再開に必要な新たな制度を創設するなど、定置網漁業、養殖漁業などの早期復旧を図ります。

3 漁業者の生活支援と担い手確保

- ・ 漁港のガレキの除去などの緊急的な雇用の確保により、漁業再開までの漁業者の生活を支援します。
- ・ 漁業就業奨励金の交付により、漁業の担い手の確保・育成を図ります。

4 漁業集落環境の整備

- ・ 被災した漁業集落の環境整備を促進します。

5 漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成

- ・ ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」（再掲）

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

- ・ 漁港災害復旧事業（H23～）
- ・ 水産基盤整備事業（H23～）
- ・ 漁港整備市単独事業（H23～）
- ・ 漁業集落排水施設災害復旧事業（H23～H25）
- ・ 県営漁港等整備事業（H23～）
- ・ 地域水産物供給基盤整備事業（H23～H25）
- ・ 漁場復旧対策支援事業（H23～H24）
- ・ いわたの漁業復旧支援事業（H23）
- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業（H23～H25）
- ・ さけ・ます生産地震災復旧支援事業（H23）
- ・ 養殖用種苗供給事業（H23）
- ・ 水産業経営基盤復旧支援事業（H23～H25）
- ・ 養殖作業用施設整備事業（H23）
- ・ 水産業共同利用施設復興整備事業（H23～H25）
- ・ 水産業共同利用施設復旧支援事業（H23～H25）
- ・ 漁業協同組合等機能回復支援事業（H23）
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（H23）
- ・ 養殖振興総合支援事業（H23～）
- ・ 採海藻漁業復旧緊急支援事業（H23）
- ・ 漁業・養殖復興支援事業（H23～H27）
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業（H23～H24）
- ・ 緊急雇用対策事業（H23～H25）
- ・ 担い手対策事業（H23～）
- ・ 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給事業（H23～）
- ・ 漁業近代化資金利子補給事業（H23～）
- ・ 長部漁港水産加工団地整備促進事業（H23～） ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」

復興展開期（H26～30）

- ・ 水産関連業務団地整備促進事業（H25～H28） ※重点計画「漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の形成」

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策 4	中小企業・事業所等の再建を支援し、商業集積を図りながら、新たな市街地に活力と魅力のある商業空間の創出を推進する。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 商店街は震災により甚大な被害を受けました。特に、商店街を形成してきた中心市街地が壊滅的な被害を受けたことから、新たに形成される市街地に商業エリアを構築し、賑わいのある集客交流の場の創出を推進します。
- ・ また、多くの中小企業・事業所等が被災したことから、被災資産の修繕や新たな設備投資などを支援し、事業再建を強力に推進する必要があります。

復興のための施策

- 1 中小企業者等の再建・事業拡大支援
 - ・ 被災した中小企業者の事業再開・再建を支援するため、被災した資産の修繕や新たな設備の導入、仮設店舗等の整備に対し支援を行うとともに、岩手産業復興機構等と連携した二重債務解消に向けた支援を行います。
 - ・ 地元商工業者の再建と新規立地企業の事業拡大を促進するため、貸工場や商業共同店舗の整備を促進します。
- 2 商工団体の整備支援
 - ・ 地域の中小企業者に対する相談や指導機能を回復するため、施設整備や体制整備に対する支援を行います。
- 3 商工業の活性化支援
 - ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、商工業の活性化と雇用拡大を図ります。
- 4 商業ゾーンの構築
 - ・ 新たな幹線道路沿いに商業ゾーンを設定し、商店街の創出を図るとともに、新設する道の駅と一体となった集客交流の場の創出を推進します。
- 5 工業ゾーンの構築
 - ・ 商業ゾーンに隣接した地域に工業ゾーンを設定し、醸造業等の地場産業の基盤整備を促進し、地域の雇用創出を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 中小企業等再建支援事業（H23～H25）

- ・ 貸工場・商業共同店舗整備事業（H24～）

- ・商工団体等再建支援事業（H23～H28）
 - ・商工会館整備事業（H25～H27）
- ・商工業活性化支援事業（H23～H25）

第4 活力あふれるまちづくり

復興基本政策5	食関連産業や観光産業の基盤づくりを推進するとともに、新規企業の誘致育成と地場産業再生による雇用の創出を図る。
---------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 小友浦干拓地は跡形もなく壊滅し、干拓地の全域が冠水しました。小友浦は「元に戻す公共事業」を実施し、干潟を再生するとともに、干拓堤防背後地は、新たな土地利用を創出する必要があります。
- ・ 市内の観光施設は、海と貝のミュージアムやシーサイドターミナル等の公共施設11施設、民営の宿泊施設（旅館・民宿）10施設が全壊したほか、本市のシンボルである高田松原海岸や気仙町今泉の歴史的まちなみ、建造物等、地域の貴重な観光資源が失われました。
- ・ 観光は、地元経済の活性化や雇用の創出にも大きな効果が期待されることから、観光産業の早急な復旧・復興に向けた体制の整備と観光施設等の再建、地域資源を組み合わせた新たな観光誘客のスタイル構築が課題となっています。
- ・ 地域産業については、被災前から企業立地環境の充実、既存企業のフォローアップに努めるなど、産業の活性化、雇用の拡大を推進してきましたが、震災により地域産業は大きな打撃をうけ、雇用が失われました。
- ・ 地場産業の復興とともに、新エネルギー関連産業などの成長産業の誘致を進め、新たな産業創出と魅力ある雇用の場の創出を図る必要があります。

復興のための施策

- 1 小友浦地区・干拓地の干潟再生
 - ・ ※ 重点計画「小友浦地区・干拓地の干潟再生」（再掲）
- 2 観光関連団体の体制整備
 - ・ 観光情報の発信窓口となる観光物産協会の体制を整備、強化します。
- 3 観光施設等の整備
 - ・ 道の駅やスポーツ施設、宿泊施設、海水浴場等の整備促進を図ります。
 - ・ 街中の街路等を活用した「高田市場」、「市日通り」の復活、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードの整備を促進します。
- 4 地域資源を活用した観光誘客の推進
 - ・ 市内観光施設のネットワーク化や、地域の歴史と伝統文化を活かしながら、復興支援で生まれた交流の継続と観光誘客の促進を図ります。
 - ・ 支援団体と連携した復興イベント等の開催と情報発信による地域のイメージアップと観光誘客の回復を図ります。
- 5 誘致企業、地場企業再建支援の拡充

- ・ 地場企業の再建支援や企業誘致を進めるため企業の設備投資に対する支援を拡充し、魅力ある就業の場の確保を推進するとともに、新規学卒者の地元雇用拡大、気仙大工後継者の育成など若年者の地元定住を図ります。
- 6 食品関連企業の誘致推進
- ・ 地域資源を活用した食品関連産業や新エネルギー関連産業を重点分野とする成長産業支援、誘致を推進するとともに、新たな取組みに対する支援等を行い、産業の活性化と雇用拡大を図ります。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- ・ 小友浦干潟自然再生整備促進事業（H23～） ※重点計画「干拓地の干潟再生」
- ・ 観光物産協会活動支援事業（H23～）
 - ・ 道の駅等観光施設整備事業（H25～） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 海水浴場海岸環境整備促進事業（H25～）
 - ・ けんか七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「歴史文化を受け継ぐまちの再生」
 - ・ 動く七タロード整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
 - ・ 市日通り整備事業（H25～H27） ※重点計画「新市街地と産業地域、防災道路網の形成」
- ・ 観光誘客推進事業（H23～）
- ・ 企業立地奨励事業（H23～）
- ・ 中小企業設備投資促進事業費補助事業（H23～）
- ・ 企業雇用拡大奨励事業（H23～）
- ・ 就業活動支援事業（H23～）
- ・ 気仙大工後継者育成支援事業（H23～）

第5 環境にやさしいまちづくり

復興基本政策 1	自然エネルギーを活用した新たな食農産業モデルを創出するとともに、環境にやさしい太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの導入を促進し、災害時の活用を図る。
----------	--

被災状況の概要と復興課題

- ・ 東日本大震災の震災被害を教訓として、非常時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、国や県、民間企業と連携しながら、コミュニティ施設等への設置など、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築していく必要があります。
- ・ また、公共施設や新たに整備する住宅団地等への再生可能エネルギーの利用拡大を図るとともに、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーを活用した新たな施設園芸団地の形成についても検討し、本市の特性や地域資源を生かした環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ なお、原発事故による放射性物質の影響が懸念されていることから、市民の安全・安心の確保のための対策を進めていく必要があります。

復興のための施策

- 1 浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成
 - ・ ※重点計画「浜田川地区・大規模施設園芸団地の形成」(再掲)
- 2 公共施設の太陽光発電施設の導入
 - ・ 学校や公営住宅等の公共施設において、災害時においても一定のエネルギーを賄えるようにするため、太陽光発電と備蓄機能設備を設置し、自立的なエネルギーの供給可能体制を構築します。
- 3 太陽光発電所誘致等の推進
 - ・ 市内の被災農地等を有効活用し、太陽光発電所の誘致や電気バス等の導入を検討しながら、再生可能エネルギー関連企業の立地促進を図ります。
- 4 太陽光発電設備の普及啓発
 - ・ 太陽光を利用した環境にやさしいまちづくりを推進するため、公共施設や新たに整備する住宅団地等への利用拡大を図り、一般家庭への導入支援制度を充実させるとともに、市民に身近な公共施設等への率先導入等を通じて、市民の意識の醸成を図ります。
- 5 未利用木質資源等の利用
 - ・ 間伐材等の未利用木質資源の利活用方策を検討します。
- 6 放射性物質の調査体制の構築と情報開示
 - ・ 学校をはじめとする市内の放射性物質の測定調査を実施し、市民への情報開示を行うとともに、継続的な調査により放射性物質の監視を行います。また、放射線量低減の対策を行います。

主要事業

復興基盤整備期 (H23~25)

復興展開期 (H26~30)

- ・ 地下水調査促進事業 (H23~) ※重点計画「大規模施設園芸団地の形成」

- 太陽光発電所誘致推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
 - 太陽光発電設備普及事業（H24～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」
- 再生可能エネルギー導入推進事業（H23～） ※重点計画「太陽光発電所誘致等の推進」

第6 協働で築くまちづくり

復興基本政策 1	地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。
----------	-----------------------------------

被災状況の概要と復興課題

- この度の東日本大震災で、地域コミュニティは、救援や避難など地域の助け合いの中心となり、様々な活動において重要な役割を果たしました。しかし、地区によっては、コミュニティセンターや自治会館などが流出するなど、地域コミュニティの拠点の整備が重要な課題となっています。
- また、高田地区や今泉地区などでは全壊となった町内会も多く、コミュニティ機能が低下していることから、その再生を促進し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりが必要となっています。

復興のための施策

1 コミュニティの再生

- 被災者の高台等への移転については、これまでのコミュニティが継続できるよう配慮するとともに、これまでの本市の協働の形であるコミュニティ推進協議会を中心として、共に考え、共に行動して協働のまちづくりを推進します。
- 各地区コミュニティ推進協議会は、まちづくりセンター機能として、防災や見守り等地域の支えあい拠点としての充実を図ります。
- 地域の祭りを復興するため、「けんか七夕」や「動く七夕」ロードやまつり広場の整備を図ります。

2 コミュニティ施設等の整備

- 津波で流されたコミュニティ施設は高台へ移転し、避難所としての役割を果たす防災資材倉庫や健康センターなど地域防災拠点としての機能を持つとともに、診療施設等の他の施設と一体となった整備を図ります。
- 被災した地区の自治会館等の修繕や改築等に対する支援を行います。

主要事業

復興基盤整備期（H23～25）

復興展開期（H26～30）

- コミュニティ施設整備事業（H23～）
 - 自治会館等整備事業（H24～）
- コミュニティ活動支援事業（H23～）

第4章 計画の実現に向けて

震災により大きく変わってしまった風景の中、変わらずにある地域社会の絆、市民と行政の絆、この陸前高田市の大切な絆を、困難な状況の中にある今だからこそ、さらに強固にし、陸前高田市の未来を切り拓き、希望を持ちながら新たな歴史の創造に向け取り組んでいきます。

そして、被災者の生活再建や市街地・被災地域の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指し、だれもが住んでみたいと思う、心豊かに安心して暮らし、安定した生活できるまちづくりを本計画の着実な実行により進めます。

1 事業の推進

復興計画を効果的・効率的に推進するため、実施計画等により復興事業の進捗状況の的確な把握と進行管理を行います。

市民の意向や緊急性の状況、また、事業の波及効果の大きいものから実施するなど、施策事業の優先度を考慮しながら必要に応じて見直しを行います。

これら進行状況を市民に公開することで、復興状況を市民と共有します。

2 持続可能な行財政運営

本市の行財政運営は、震災により大きな影響を受けたことにより、市税等歳入の減少が見込まれ、また、震災復興計画を推進するに当たっては、多大な事業費を要することから、極めて厳しい財政状況が予想されます。

このような中、新たな復興へのまちづくりを推進していくため、様々な視点からコストの削減に努め、効果的・効率的な行政運営を進めていきます。

3 国からの財政支援及び規制緩和

震災で被災した本市の被害はあまりにも甚大であり、一自治体で復興を図る範囲を大きく超えており、その復興は世界からも注目を集めています。

今回の震災を教訓にして、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められる中、本市の復興は、今後の災害に強い地方都市のモデル、また、人口減少などの進む過疎地域の復興のモデルとなるものです。

市として復興計画の実現に最大の努力をしていくなかで、国に対してその財政的な支援を要請するとともに、事業を円滑に推進するための規制緩和等、復興に向けた必要な措置を強く求めています。

4 協働による計画の推進

復興のまちづくりを実現していくため、市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意見を十分に聞きながら、自主的な地域活動を積極的に支援し、市民や地域、事業者、そして市がそれぞれの役割を担い、さらには内外の多くの方と連携・協力して施策を推進する協働のまちづくりにより、陸前高田が一丸となって復興を進めていきます。